|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 様式 | 条文 | 宛先 | 提出者 |
| 様式第１ | 地域脱炭素化促進事業計画に係る認定について（通知） | 法第22条の２  第３項関係 | 事業者 | 市長 |
| 様式第２ | 地域脱炭素化促進事業計画に係る不認定について（通知） | 事業者 | 市長 |
| 様式第３ | 地域脱炭素化促進事業計画の認定について（協議） | 法第22条の２  第４項関係  （河川法以外） | 環境大臣  埼玉県知事 | 市長 |
| 様式第４ | 地域脱炭素化促進事業計画の認定について（協議） | 法第22条の２  第４項関係  （河川法関連） | 河川管理者 | 市長 |
| 様式第５ | 地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第４項に規定する同意後の地域脱炭素化促進事業計画の認定について（通知） | 法第22条の２  第17項関係 | 環境大臣  埼玉県知事河川管理者 | 市長 |
| 様式第６ | 地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第４項に規定する同意後の地域脱炭素化促進事業計画の不認定について（通知） | 環境大臣  埼玉県知事河川管理者 | 市長 |
| 様式第７ | 地域脱炭素化促進事業計画の軽微な変更について（届出） | 法第22条の３  第２項関係 | 市長 | 認定地域脱炭素化促進事業者 |
| 様式第８ | 地域脱炭素化促進事業計画の認定の取消しについて（通知） | 法第22条の３  第３項関係 | 事業者 | 市長 |
| 様式第９ | 地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の３第４項に規定する同意後の地域脱炭素化促進事業計画の認定の取消しについて（通知） | 法第22条の３  第４項関係 | 環境大臣  埼玉県知事  河川管理者 | 市長 |
| 様式第10 | （添付書類）地域脱炭素化促進施設等の点検及び保守に係る体制その他の当該事業の実施体制 | 認定省令第３条  第２項関係 | 市長 | 事業者 |
| 様式第11 | （添付書類）地域脱炭素化促進事業に係る関係法令に係る手続の実施状況報告書 | 認定省令第３条  第２項関係 | 市長 | 事業者 |
| 様式第12 | （添付書類）誓約書 | 認定省令第３条  第２項関係 | 市長 | 事業者 |

様式第１（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第３項関係）

○○○○第○○号

年 月 日

殿

さいたま市長

地域脱炭素化促進事業計画に係る認定について（通知）

年 月 日付けで認定の申請があった地域脱炭素化促進事業計画について、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の２第３項の規定に基づき、認定します。

また、本認定に係る地域脱炭素化促進事業計画に従い行う、地域脱炭素化促進施設の整備又は同施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に係る行為に関し、許可権者の同意を得たものは、当該許可等があったものとみなされます。

記

１ 認定の内容

　別添地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書の写しのとおり

２ 個別法の特例措置

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特例措置の種類 | | 特例措置の活用 |
| 温泉法 | 第３条第１項 | 有　別紙○参照 |
|  |  |
| 森林法 |  |  |
|  |  |
|  |  |
| 農地法 |  |  |
|  |  |
| 自然公園法 |  |  |
|  |  |
| 河川法 |  |  |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 |  |  |
|  |  |
|  |  |

３ 認定の条件

1. 認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる地域脱炭素化促進施設の整備、同施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組、地域の環境の保全のための取組、並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の実施状況について、市に対し、時期を定めて報告すること。
2. 認定地域脱炭素化促進事業計画を変更しようとするときは、遅滞なく、さいたま市環境審議会における協議を経て、市の認定を受ける必要があります。ただし、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令（令和４年農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第１号）で定める軽微な変更の場合は、遅滞なく、その旨を市に届け出てください。
3. 地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の11に基づく環境影響評価法（平成９年法律第81号）の特例の適用を受けた場合は、電気事業法第46条の17第２項の規定に基づく評価書の変更を要しない旨の通知（確定通知）受領後、認定地域脱炭素化促進事業計画の変更申請を行ってください。
4. 地熱発電事業に関し、掘削調査段階で地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けた場合は、施設の規模等の決定後に、改めて施設整備等に関する認定を受ける必要があります。
5. 以下の項目のいずれかに該当すると認める場合は、本認定を取り消すものとします。
   1. 地域脱炭素化促進事業計画に従って地域脱炭素化促進事業を行っていないとき
   2. 地域脱炭素化促進事業計画の内容が地方公共団体実行計画に適合しないものとなったとき
   3. 地域脱炭素化促進事業計画に記載された内容が、円滑かつ確実に実施される見込みがなくなったとき
   4. その他地域脱炭素化促進事業計画の認定基準に適合しないものとなったとき

# 様式第２（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第３項関係）

○○○○第○○号

年 月 日

殿

さいたま市長

地域脱炭素化促進事業計画に係る不認定について（通知）

年 月 日付けで認定の申請があった地域脱炭素化促進事業計画については、下記の理由により地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の２第３項の規定に基づく認定をしないものとします。

記

認定をしない理由

(教示)

１ この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第４条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３ヶ月以内に、市長に対して審査請求書（同法第19条第２項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第４項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

２ この処分については、上記１の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

# 様式第３（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第４項関係（河川法以外））

○○○○第○○号

年 月 日

環境大臣

埼玉県知事 殿

さいたま市長

地域脱炭素化促進事業計画の認定について（協議）

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の２第１項の規定に基づき、 年 月 日付けで下記の者から別添写しのとおり認定の申請があった地域脱炭素化促進事業計画に関し、同地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進施設の整備又は同施設と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に係る行為が同条第４項第○号の行為に該当するため、同項の規定に基づき協議する。

なお、本協議に対し、同意をしないとき又は同意に条件を付するときは、その理由及び条件を回答書に付記いただきたい。

記

１　申請者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 氏名又は名称 | 住所又は主たる事務所の所在地 |
| 代表者 |  |  |
| 共同申請者 |  |  |

２　送付書類

・地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書及びその添付書類の写し

・別記様式第２の３及びその添付書類の写し

# 様式第４（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第４項関係（河川法））

○○○○第○○号

年 月 日

河川管理者 殿

さいたま市長

地域脱炭素化促進事業計画の認定について（協議）

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の２第１項の規定に基づき、 年 月 日付けで下記の者から別添写しのとおり認定の申請があった地域脱炭素化促進事業計画に関し、同地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進施設の整備に係る行為が同条第４項第７号の行為に該当するため、同項の規定に基づき協議する。

なお、本協議に対し、同意をしないとき又は同意に条件を付するときは、その理由及び条件を回答書に付記いただきたい。

記

１　申請者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 氏名又は名称 | 住所又は主たる事務所の所在地 |
| 代表者 |  |  |
| 共同申請者 |  |  |

２　送付書類

・地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書及びその添付書類の写し

・別記様式第２の10及びその添付書類の写し

# 様式第５（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第17項関係）

○○○○第○○号

年 月 日

環境大臣

埼玉県知事 殿

河川管理者

さいたま市長

地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第４項に規定する

同意後の地域脱炭素化促進事業計画の認定について（通知）

貴殿から 年 月 付け○○○○第○○号で同意のあったこのことについて、別添写しのとおり、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の２第３項の規定に基づく認定をしたため、その旨通知する。

※農山漁村再エネ法　漁港管理者は「許可」だった。漁港管理者を河川管理者にかえただけではダメでは

# 様式第６（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第17項関係）

○○○○第○○号

年 月 日

環境大臣

埼玉県知事 殿

河川管理者

さいたま市長

地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第４項に規定する

同意後の地域脱炭素化促進事業計画の不認定について（通知）

貴殿から 年 月 付け○○○○第○○号で同意のあったこのことについて、別添写しのとおり、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の２第３項の規定に基づく認定をしなかったため、その旨通知する。

# 様式第７（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の３第２項関係）

地域脱炭素化促進事業計画の軽微な変更について（届出）

年 月 日

さいたま市長

届出者

住 所

氏 名

年 月 日付けで認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画について、下記のとおり変更したので、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の３第２項の規定に基づき、届け出ます。

記

１　軽微な変更事項の内容

２　変更理由

３　変更日

４　添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの）

様式第８（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の３第３項関係）

○○○○第○○号

年 月 日

殿

さいたま市長

地域脱炭素化促進事業計画の認定の取消しについて（通知）

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の３第３項の規定に基づき、 年 月 日付け○○○○第○○号により認定した地域脱炭素化促進事業計画については、下記の理由によりその認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

(教示)

１ この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第４条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３ヶ月以内に、市長に対して審査請求書（同法第19条第２項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第４項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

２ この処分については、上記１の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

# 様式第９（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の３第４項関係）

○○○○第○○号

年 月 日

環境大臣

埼玉県知事 殿

河川管理者

さいたま市長

地球温暖化対策の推進に関する法律第２２条の３第３項に規定する

同意後の地域脱炭素化促進事業計画の認定の取消しについて（通知）

年 月 付け○○○○第○○号により貴殿から同意を得て地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の３第３項の規定に基づき 年 月 日付け○○○○第○○号により認定をした地域脱炭素化促進事業計画については、別添写しのとおり、その認定を取り消したので通知する。

# 様式第10（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第３条第２項関係）

（添付書類）

地域脱炭素化促進施設等の点検及び保守に係る体制その他の当該事業の実施体制

【例】

事業者

社名：

代表社員：

連絡先電話番号：

職務執行者：

緊急時連絡先：

出資者

社名：

代表者名：

連絡先電話番号：

社名：

代表者名：

連絡先電話番号：

委託先その他関係者

保守点検責任者

社名：

代表者名：

委託内容：

連絡先電話番号：

社名：

代表者名：

連絡先電話番号：

主任技術者

社名：

連絡先電話番号：

担当者名：

緊急時連絡先：

社名：

代表者名：

連絡先電話番号：

モジュール

社名：

代表者名：

連絡先電話番号：

社名：

保守部署名：

連絡先電話番号：

●●●●

社名：

保守部署名：

連絡先電話番号：

社名：

保守部署名：

連絡先電話番号：

パワーコンディショナー

■上記体制表のとおり安定的かつ効率的な再生可能エネルギー電気の供給を維持する体制が国内に備わっています。

■当該施設に関し、事故発生、運転停止、発電電力量の低下などの事態が発生した時の対応方針を関係者間で事前に定め、発生時に関係者との連携が円滑に実施できる体制となっています。

■保守点検責任者が変更となる場合は、変更認定申請書にて速やかに報告します。

# 様式第11（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第３条第２項関係）

（添付書類）

地域脱炭素化促進事業に係る関係法令に係る手続の実施状況報告書

年 月 日

さいたま市長

申請者

住 所

氏 名

地域脱炭素化促進事業に係る関係法令に係る手続の実施状況を下記のとおり提出します。

１．地域脱炭素化促進事業計画に関する特例の対象となる法令

|  | 項　目 | 該当の有無 |
| --- | --- | --- |
| １ | 温泉法第３条第１項に基づく土地の掘削の許可 | □有　　□無 |
| ２ | 温泉法第11条第１項に基づくゆう出路の増掘又はゆう出量増加のための動力の装置の許可 | □有　　□無 |
| ３ | 森林法第10条の２第１項に基づく地域森林計画の対象となっている民有林における開発行為の許可 | □有　　□無 |
| ４ | 森林法第34条第１項に基づく保安林における立木の伐採の許可 | □有　　□無 |
| ５ | 森林法第34条第２項に基づく保安林における立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉若しくは落枝の採取又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為の許可 | □有　　□無 |
| ６ | 農地法第４条第１項に基づく農地の転用の許可 | □有　　□無 |
| ７ | 農地法第５条第１項に基づく農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可 | □有　　□無 |
| ８ | 自然公園法第20条第３項に基づく国立公園又は国定公園の特別地域内における工作物新築等の許可 | □有　　□無 |
| ９ | 自然公園法第33条第１項に基づく国立公園又は国定公園の普通地域内における工作物新築等の届出 | □有　　□無 |
| 10 | 河川法第23条の２に基づく流水の占用の登録 | □有　　□無 |
| 11 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の２の４第１項に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設認定 | □有　　□無 |
| 12 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設認定 | □有　　□無 |
| 13 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の19第１項に基づく指定区域内における土地形質変更届出 | □有　　□無 |

2．環境影響評価に関する法令

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 項　目 | 該当の  有無（注１） | 現況（注２）  (該当有の場合のみ) | 確認・手続先 |
| １4 | 環境影響評価法・条例に基づく環境影響評価手続  (環境影響評価手続における事業名称： 　　　　　　　　） | □有（法）  □有（条例）  □無  □確認中 | □手続済  □手続中  (　　　　　手続段階)  □手続予定  (　年　月予定) | 確認日：  部署：  担当者名：  連絡先(TEL)： |

3．その他の関係法令（注３）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 項　目 | 該当の  有無（注１） | 現況（注２）  (該当有の場合のみ) | 確認・手続先 |
| 15 | 文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可 | □有  □無  □確認中 | □手続済  □手続中  □手続予定  (　年　月予定) | 確認日：  部署：  担当者名：  連絡先(TEL)： |
| 16 | 森林法に基づく保安林指定解除手続、伐採及び伐採後の造林の届出 | □有  □無  □確認中 | □手続済  □手続中  □手続予定  (　年　月予定) | 確認日：  部署：  担当者名：  連絡先(TEL)： |
| 17 | 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域内・特定盛土等規制区域内の工事許可 | □有  □無  □確認中 | □手続済  □手続中  □手続予定  (　年　月予定) | 確認日：  部署：  担当者名：  連絡先(TEL)： |
| 18 | 都市計画法に基づく開発許可 | □有  □無  □確認中 | □手続済  □手続中  □手続予定  (　年　月予定) | 確認日：  部署：  担当者名：  連絡先(TEL)： |
| 19 | 農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続 | □有  □無  □確認中 | □手続済  □手続中  □手続予定  (　　年　月予定) | 確認日：  部署：  担当者名：  連絡先(TEL)： |
| 20 | 国土利用計画法に基づく土地売買等届出 | □有  □無  □確認中 | □手続済  □手続中  □手続予定  (　　年　月予定) | 確認日：  部署：  担当者名：  連絡先(TEL)： |
| 21 | 土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更届出 | □有  □無  □確認中 | □手続済  □手続中  □手続予定  (　　年　月予定) | 確認日：  部署：  担当者名：  連絡先(TEL)： |
| 22 | 景観法に基づく景観計画区域・景観地区内の行為届出 | □有  □無  □確認中 | □手続済  □手続中  □手続予定  (　　年　月予定) | 確認日：  部署：  担当者名：  連絡先(TEL)： |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 項　目 | 該当の  有無（注１） | 現況（注２）  (該当有の場合のみ) | 確認・手続先 |
| 23 | その他の法律・条例に係る手続（注４）  （法律等：　　　　　　　　　　） | □有  □無  □確認中 | □手続済  □手続中  □手続予定  (　　年　月予定) | 確認日：  部署：  担当者名：  連絡先(TEL)： |
| 備考 | | | | |
|  | | | | |

（注１）関係法令への該当の有無について行政機関へ確認中の場合は、「確認中」を選ぶこと。

（注２）関係法令に基づく一連の手続が終了している場合は「手続済」、実施中の場合は「手続中」とすること。事前協議中又は協議前である場合は「手続予定」とし、手続予定時期を記載すること。

（注３）掲載した関係法令は、あくまで参考として例示したものであり、申請者の責任において、法令を所管する行政機関への照会等を行い、事業実施に必要な許認可を網羅的に記載すること。

（注４）掲載した法令のほかに該当するものがあれば「23 その他の法律・条例に係る手続」に記入すること。複数ある場合は、行を追加して記載すること。

# 様式第12（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第３条第２項関係）

（添付書類）

誓約書

年 月 日

さいたま市長

申請者

住 所

氏 名

本申請に係る下記の事項を誓約いたします。

記

１．関係法令の規定を遵守すること

２．申請書類の記載内容に虚偽がないこと

以上